

富山地方最低賃金審議会
令和5年度第3回電気機械器具製造業最低賃金専門部会 議事録

1. 日 時

令和5年10月25日（水） 10：00～10：25

2. 場 所

富山労働総合庁舎 6階小会議室 601

3. 出席者

公益代表委員	堀岡委員、柳原委員、高倉委員
労働者代表委員	大森委員、後藤委員、大崎委員
使用者代表委員	江下委員、積永委員、金田委員
事務局	福永労働基準部長、山越賃金室長、河合賃金室長補佐

4. 議事次第

- (1) 金額審議
- (2) その他

5. 資料

なし

6. 議事内容

[河合賃金室長補佐] 定刻となりましたので、第3回電気機械器具製造業最低賃金専門部会を始めさせていただきます。

本日は委員全員の御出席を賜っており、定足数を満たしていることより、本会議が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

以後の議事進行を堀岡部会長にお願いいたします。

[堀岡部会長] ただ今から、令和5年度第3回電気機械器具製造業最低賃金専門部会を開催します。

本日は3回目の部会審議ですので、結審を目指してまいりたいと存じます。

審議に当たりましては、労使各側の歩み寄りにより、全会一致での結論が得られるよう御協力をお願いいたします。

前回も、労使各側の主張を伺ったところですが、これまでの御主張について、追加・変更すること等がございましたらお伺いします。

労働者側はいかがでしょう。

[大森委員] ありません。

[堀岡部会長] 使用者側はいかがでしょう。

[江下委員] ありません。

[堀岡部会長] では、金額審議に移りたいと思います。

本日は3回目の部会審議ですし、前回の審議の後、それぞれ御検討いただいていることとしますので、まず全体の場で双方から主張される金額をお伺いしたいと思います、いかがでしょうか。

[労使各側委員] はい。

[堀岡部会長] 労働者側、いかがでしょうか。

[大森委員] 前回まで地賃プラス4円で952円の金額を主張しておりましたが、これまでの使用者側の主張を理解しつつ、本日の合意形成・全会一致に向け、1円の歩み寄りということで新たに951円を提示したいと思います。2点目に金額の根拠としては、当初より地域最低賃金948円との優位性確保を主張しておりましたので、地賃の引上げ額よりも1円増の確保を維持できるような水準にしていきたいという思いです。また当初使用者側の主張の中で、影響率が大変大きいとお聞きしたのですが、労側の原資としては1円の引上げで、一人当たり月額163円なので、影響度はかなり少ないと労側としては考えております。むしろ、最低賃金近傍で働く皆さんのモチベーションアップにより、生産性が高まることを是非期待したいなと思っております。以上です。

[堀岡部会長] 使用者側、いかがでしょうか。

[江下委員] 使用者側につきましては、引上げ額地賃プラス3円の951円を提示したいと思います。

ただし、引上げに際しましては、中小・小規模事業の経営に多大な影響が出るのが懸念されますので、事業継続あるいは雇用の維持、生産性向上、価格転嫁対策につきまして、引き続き国等の支援をお願いいたします。

[堀岡部会長] 前回以降の御検討により金額について一致が見られましたので、まず事務局のほうで結審に向けて準備をしたいと思っておりますので、また双方控室にお戻りください。

(休会)

[堀岡部会長] 部会を再開します。

本日まで3回にわたり専門部会を開催し、労使各側の基本的主張や主張する金額等を伺ってまいりましたところ、双方の立場に相違はあるものの、適正とする最低賃金の水準についておおむね合意を見たところであります。

つきましては、ただ今からその内容を取りまとめ、それを公益委員案としてお示しした上で、

採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[堀岡部会長] 事務局は、公益委員案を配付してください。

(公益委員案を配付)

[堀岡部会長] 今年度の電気機械器具製造業最低賃金の改正額について、公益委員案をお示ししたいと存じます。お手元の公益委員案を御覧ください。

公益委員案は、現行の最低賃金額を41円引き上げて時間額951円とし、それ以外は現行のままとするものです。

なお、発効日につきましては、法定手続を経て最も早い発効日となる「法定どおり」としております。

それでは採決を行います。公益委員案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(採決)

[堀岡部会長] 事務局の方で採決の状況を報告して下さい。

[河合賃金室長補佐] 採決状況を御報告いたします。全員賛成です。

[堀岡部会長] 採決の結果、全会一致で公益委員案に賛成いただきましたので、本案をもって当専門部会の決議といたします。

続きまして、当専門部会の決議内容及び審議経過を富山地方最低賃金審議会に報告するための報告文(案)を取りまとめます。

事務局は、報告文(案)を準備の上、配付してください。

(報告文案を準備、配付)

[堀岡部会長] 事務局は、報告文(案)を読み上げてください。

[河合賃金室長補佐] それでは、報告文(案)を読み上げさせていただきます。

(案) 富最賃電専第3号

令和5年10月25日

富山地方最低賃金審議会 会長 長尾 治明 殿あて

富山地方最低賃金審議会 電気機械器具製造業最低賃金専門部会 部会長 堀岡 和正

富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について(報告)

当専門部会は、令和5年8月23日富山地方最低賃金審議会において付託された標記最低賃金

の改正決定について、別添のとおり労働経済指標等関係資料により県内の経済状況、労働市場の動向、中小企業の賃金実勢の変化などの実態把握に努め、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議にあたった専門部会の委員は次のとおりである。

公益代表委員 堀岡 和正 柳原 佐智子 高倉 史人

労働者代表委員 大森 仁 後藤 肇 大崎 大輝

使用者代表委員 江下 修 積永 敦 金田 宏樹

◎は部会長、○は部会長代理を示す。

別添の審議経過につきましては、専門部会の開催日ごとの審議事項及び主な審議内容を取りまとめたものでございます。

別紙は、先ほどの公益委員案の内容と同じでございます。

別添、別紙の読上げは省略させていただきます。

[堀岡部会長] 各委員におかれましては、御確認いただきましたでしょうか。
この内容で審議会に報告したいと考えますが、いかがでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[堀岡部会長] 異議なしとのことですので、本案をもって富山地方最低賃金審議会に報告させていただきます。

続きまして、専門部会が全会一致で議決した場合、最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用し、専門部会の決議をもって富山地方最低賃金審議会の決議とすることとなっておりますので、この規定を適用し、本日、富山労働局長に答申を行うことといたします。

事務局は、答申文（案）を準備の上、配付してください。

（答申文案を準備、配付）

[堀岡部会長] 今ほど事務局から答申文（案）が配付されましたが、各委員におかれましては、内容を御確認願います。

問題がなければ、本案をもって富山労働局長に答申したいと考えますが、いかがでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[堀岡部会長] 異議なしとのことですので、本案をもって富山労働局長に答申することといたします。

所用により、本日の会議に富山労働局長が出席されておられませんので、労働基準部長に答申を受け取っていただくこととします。

（部会長は、答申文に会長印を押印）
（部会長から労働基準部長に答申文手交）

[河合賃金室長補佐] 答申を頂きましたので、労働基準部長から御挨拶申し上げます。

[福永労働基準部長] ただ今御答申をいただきました。委員の皆様には、電気機械器具製造業最低賃金の改正決定に当たりまして、慎重な御審議を賜り、誠にありがとうございました。

皆様の御協力をおもなして、同最低賃金の改正決定について全会一致で決議いただきましたことに、深く感謝申し上げます。

引き続き、皆様方の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。私からのあいさつとさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

[堀岡部会長] ありがとうございました。そのほかに何かございますか。

なければ、事務局から連絡事項をお願いします。

[山越賃金室長] 今後の手続につきまして説明させていただきます。

本日は全会一致で答申を頂きましたので、事務局では、本日、異議申出のための公示を行います。

公示期間は、公示日の翌日から起算して15日を経過する日までとされておりますので、公示の期限は11月9日(木)となります。その間に異議の申出がなければ、官報公示の手続に移ります。

手続が滞りなく進めば、11月24日(金)に官報公示され、その30日後の令和5年12月24日(日)に発効となります。

ただし、あくまでも予定であることを申し添えます。以上です。

[堀岡部会長] 事務局は、官報公示等の手続をスムーズに行うよう手配をお願いします。以上をおもなして、今年度の電気機械器具製造業最低賃金専門部会の審議を終了いたします。

なお、本日の専門部会の議事録確認担当委員には、私のほか、

労働者代表委員からは、大森委員

使用者代表委員からは、江下委員

のお二人をお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

[労使委員] 異議なし。

[堀岡部会長] それでは、大森委員と江下委員には、後日、本専門部会の議事録を御確認いただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。本日は、お疲れ様でした。